広島市告示（佐伯区）第１００号

令和８年１０月２１日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和８年１０月１１日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

連番	整理番号	車両区分	撤去場所	撤去日	車体番号	防犯登録番号等	車種	車体色
1	261011711001	自転車	佐伯_長期放置	2026/10/11	E1008896		普通	青